

最低制限価格制度の見直しについて

1. 実施時期

平成31年4月1日以降に実施する入札から適用します。

2. 見直し内容

(1) 算定方法

改正後	◆最低制限価格: 以下の方法により算定 <u>最低制限基準価格(※1) × ランダム係数(※2)</u> ※1. 最低制限基準価格の算定方法は次のとおり (<u>直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×55%</u>) 【 範囲: 予定価格(税抜き)の75~92% 】 ただし、最低制限基準価格が予定価格(税抜き)の92%を超える場合は、予定価格(税抜き)に100分の92を乗じた額(円未満切捨て)、予定価格(税抜き)の75%に満たない場合は、予定価格(税抜き)に100分の75を乗じた額(円未満切捨て)となります。 ※2. ランダム係数(X)の範囲は次のとおり $1.00000 \leq X \leq 1.01000$ (0.00001刻み)
改正前	◆最低制限価格: 以下の方法により算定 <u>最低制限基準価格(※1) × ランダム係数(※2)</u> ※1. 最低制限基準価格の算定方法は次のとおり (<u>直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×55%</u>) 【 範囲: 予定価格(税抜き)の70~90% 】 ただし、最低制限基準価格が予定価格(税抜き)の90%を超える場合は、予定価格(税抜き)に100分の90を乗じた額(円未満切捨て)、予定価格(税抜き)の70%に満たない場合は、予定価格(税抜き)に100分の70を乗じた額(円未満切捨て)となります。 ※2. ランダム係数(X)の範囲は次のとおり $1.00000 \leq X \leq 1.01000$ (0.00001刻み)